

島根半島・宍道湖中海ジオパークのロゴマークの利用について

島根半島・宍道湖中海ジオパークのロゴマークは、島根半島・宍道湖中海ジオパークのシンボルです。以下の決まりを守ってお使いください。

1. 使用上の決まり

(1) デザイン

島根半島・宍道湖中海ジオパークの公式デザインをそのまま利用してください。変更を加えることは出来ません。

(2) 使用の手順

①承認を受けることが必要なケース

・営利目的で利用する場合（例：商品やパッケージへの印刷）

提出資料

以下の資料を郵送または窓口を持参してください。

- ①ロゴマーク使用承認申請書
- ②企画書（使用方法、使用目的、制作物のデザインを記載したもの）
- ③返信用封筒（82 円切手を同封してください）

送付先

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会 事務局

〒690-8540

島根県松江市末次町 86 番地

松江市役所 政策部 地域振興課 国引きジオパーク推進室 行

〒693-8530

島根県出雲市今市町 70 番地

出雲市役所 総合政策部 政策企画課 行

②上記「①」に該当せず、非営利目的で使用する場合は、事務局に「ロゴマーク使用承認申請書」の届け出は不要です。

・チラシ、ポスター、パンフレット、POP、展示物、名刺、学校の授業

(3) その他

・ロゴマークの使用料は、当面無料とします。

2. 公式デザイン集

①ロゴマーク（カラー）



島根半島・宍道湖中海
ジオパーク

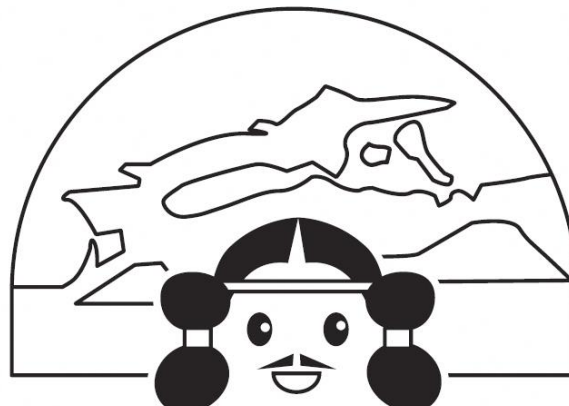


Shimane Peninsula and Shinjiko
Nakaumi Estuary Geopark

②ロゴマーク（線画）



島根半島・宍道湖中海
ジオパーク



Shimane Peninsula and Shinjiko
Nakaumi Estuary Geopark

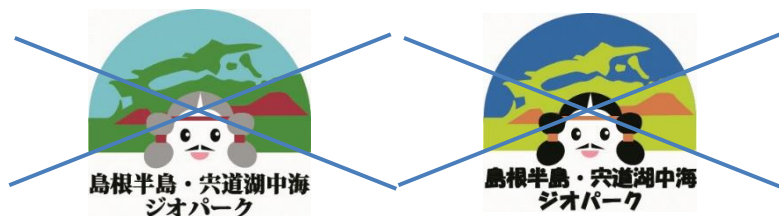
3. 使用上の注意

(1) 次のいずれかに該当する場合は使用できません。

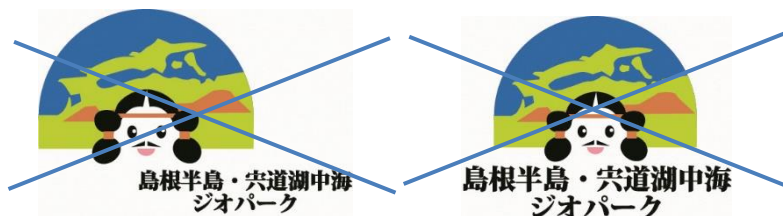
- ①世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び島根半島・宍道湖中海ジオパークの理念に反し、または反するおそれがある場合
- ②自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- ③法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- ④特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- ⑤その他、会長がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合

(2) ロゴマークの使い方の禁止例

①色を変えたり、文字のスタイルを変えたりしないでください。



②文字の配置を変えたり、マークとロゴの大きさの比率を変えたりしないでください。



③デザインの変更をしないでください。

・変形



・傾き



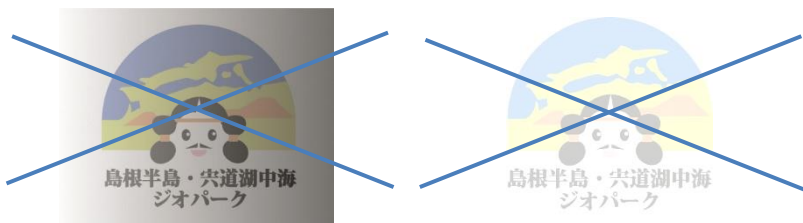
・切り落とし



・装飾



④マークやロゴが見えにくくなる使い方をしないでください。



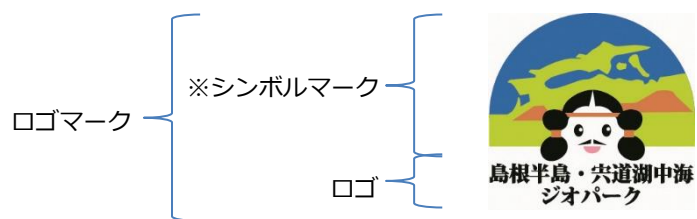
⑤ロゴマーク（カラー）を使用する場合は、背景を白以外にしないでください。



⑥背景を白以外にし、古代人の顎を付け加えないでください。



(3) シンボルマーク（※）「島根半島・宍道湖中海ジオパークまたは、Shimane Peninsula and Shinjiko Nakaumi Estuary Geopark Plan」のロゴと合わせて使うのが原則です。



4. デザインデータのダウンロード

Ai 形式、Jpg 形式でデータを提供します。